

## 食品安全委員会緊急時対応指針（案）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 平成17年4月21日  | 食品安全委員会決定 |
| 平成17年10月6日  | 一部改正      |
| 平成18年4月27日  | 一部改正      |
| 平成18年8月31日  | 一部改正      |
| 平成20年7月3日   | 一部改正      |
| 平成20年11月13日 | 一部改正      |
| 平成 年 月 日    | 最終改正      |

本指針は、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等への対応に関する手順を定めるものである。

なお、本指針は、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」（平成21年8月11日関係府省庁申合せ）、「緊急対策本部について」（平成21年8月11日関係府省庁申合せ）及び「消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱」（平成21年9月1日消費者安全情報総括官会議申合せ）と適切に連携しつつ活用することとする。

## I 対象となる緊急事態等

本指針において、緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ委員会、消費者庁及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案
- ② 科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案
- ③ ①又は②に該当しないが、社会的影響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案
- ④ 消費者安全法（平成21年法律第50号）第2条第6項の定める重大事故等及び消費者安全情報総括官制度の運用に関する要綱（平成21年9月1日関係府省庁申合せ）に基づく重要事案のうち本指針に定める食中毒等による緊急事態等に関する事案が想定される。

## II 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、消費者庁及びリスク管理機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

また、収集した情報の評価、緊急事態等であるかどうかの判断その他の緊急時対応は、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦、高齢者等）への影響等を考慮しつつ、常に最悪の事態も想定して行うこととする。

## III 平時からの対応

### 1 平時からの準備体制

情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。

- (1) 委員会内における本指針の内容の周知徹底及び食中毒等による緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の整理
- (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照）
- (3) 夜間休日を含む情報連絡体制の確立（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施）
- (4) 夜間休日を含む消費者庁及びリスク管理機関との情報連絡体制の整備  
＜委員会、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口＞
  - ・ 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
  - ・ 消費者庁消費者安全課
  - ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
  - ・ 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
  - ・ 環境省水・大気環境局土壌環境課
- (5) 専門家リストの作成及び定期的な更新（評価課及び勧告広報課と連携）
- (6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先（関係国際機関及び主

## 要国の公的機関等) リストの作成及び定期的な更新

### 2 平時からの情報収集等

#### (1) 情報・緊急時対応課による情報収集等

① 情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報(以下「食品危害情報」という。)並びに科学的知見の収集を行うこととする。

- ・ 委員及び専門委員
- ・ 消費者庁及びリスク管理機関等
- ・ 地方公共団体
- ・ 関係試験研究機関(厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、(独)国立健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、(独)農業環境技術研究所、(独)農業生物資源研究所、(独)国際農林水産業研究センター、(独)水産総合研究センター等)
- ・ 関係団体(医療機関等)
- ・ 海外関係(関係国際機関、主要国の公的機関、在外公館等)

② 情報・緊急時対応課は、①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。

③ 委員長は、②の規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。

#### (2) 勧告広報課による情報収集等

勧告広報課は、平時において、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、食品危害情報を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することとする。

#### (3) 委員及び専門委員による情報収集等

委員及び専門委員は、独自に食品危害情報等についての収集を行い、収集した情報について、必要に応じ、事務局に提供することとする。

#### (4) 科学的知見に基づく概要書の作成

情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、(1)、(2)及び(3)の規定により収集された食品危害情報や科学的知見を基に、概要書（以下「ファクトシート等」という。）を事前に作成しておくこととする。

### 3 平時からの情報提供等

- (1) 勧告広報課及び情報・緊急時対応課は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。
- (2) 勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

### 4 消費者庁及びリスク管理機関との緊密な連携

- (1) 委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添2「消費者庁及びリスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、消費者庁及びリスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。
- (2) 委員会は、厚生労働省から、毎年1回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。
- (3) 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。
- (4) 委員会は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）等に基づき、平時から、消費者庁及びリスク管理機関と連携して、次に掲げる会議を定期的に開催し、消費者庁及びリスク管理機関との情報交換を行うこととする。
  - ① 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）
  - ② 関係府省連絡会議幹事会
  - ③ 食品リスク情報関係府省担当者会議

### 5 緊急時対応訓練の実施

- (1) 委員会は、平時から、本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒

等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。

- (2) 委員会は、緊急時対応専門調査会に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。

#### IV 初動対応

##### 1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理

- (1) 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。

- (2) 受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。

なお、情報提供者が、消費者庁及びリスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。

##### 2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡

- (1) 情報・緊急時対応課は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めるときは、「食品安全委員会緊急時連絡ルート(別添3)を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。

事務局長は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長(委員長と連絡が取れない場合には、委員長代理とする。以下同じ。)に第一報を連絡することとする。

- (2) 委員長は、(1)の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、必要であると認めるときは、食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣。以下同じ。)に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。

- (3) 委員長は、1で受理した情報の情報提供者が消費者庁及びリスク管理機関の職員以外である場合において、必要であると認めるときは、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21日閣議決定)に基づき、内閣情報調査室に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。

### 3 第一次参集要員等の対応

- (1) 事務局長は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。

また、事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。

- (2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、情報・緊急時対応課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。

- ① 迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の収集
- ② 収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成
- ③ 他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示

### 4 初動対応の決定

- (1) 委員・事務局会議の開催

委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ(以下「委員・事務局会議」という。)の開催が必要であると認めるときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。

委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを検討し、必要があると認めるときは、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。

- (2) 委員会会合の開催

委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、Vに掲げる対応策を決定することとする。

この場合において、委員長が消費者庁及びリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係する消費者庁及びリス

ク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。

なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。

### (3) 専門調査会会合の開催

委員長は、緊急事態等の事案に応じて、関係する専門調査会に対し、その開催を指示し、必要な情報の収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的知見に基づき審議させることとする。

### (4) 食品安全担当大臣への報告

委員会は、消費者庁及びリスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

## 5 その他

食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階において、「緊急時における対応チェックリスト」（別添4）を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。

- (1) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時
- (2) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時
- (3) 第一次参集要員等の参集時
- (4) 委員・事務局会議の開催時

## V 対応策の実施等

### 1 緊急時における情報収集等

#### (1) 緊急時における情報収集等

- ① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、Ⅲ 2 の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。
- ② 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、Ⅲ 2 (4) の規定による当該緊急事態等に関するファクトシート等を作成していないときは、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、別に定める「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」等に基づきファクトシート等を速やかに作成することとする。

- ③ 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定によるファクトシート等の作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシート等に関するQ & Aを作成することとする。

## (2) 現地派遣による情報収集等

### ① 職員等の現地派遣の決定

委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。

具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に、

- ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い現地対策本部等が設置され、現地において集約された情報収集が必要であると認める場合
- ・ 委員会、消費者庁及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合
- ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると認める場合

が想定される。

### ② 派遣された職員等の現地における活動

ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、情報・緊急時対応課に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。

イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うこととする。

## (3) 調査による情報収集

委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。

## 2 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション

- (1) 勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、V 1 (1) ②の規定において作成されたファクトシート等を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。

また、リスクコミュニケーション官とともに、消費者庁及びリスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、



国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

- (2) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、消費者庁及びリスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。
- (3) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4-⑤)を活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。
- (4) 情報・緊急時対応課は、収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、Ⅲ 2 (1) ①に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。

### 3 食品健康影響評価等

- (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表することとする。  
なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、関係する専門調査会に対し、速やかにその開催を指示し、科学的知見に基づく審議を求めるとする。
- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると認めるときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。
- (3) 委員会は、緊急事態等の事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施する等により迅速かつ柔軟に対応することとする。
- (4) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。

### 4 勧告及び意見

- (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容

を遅滞なく公表する。

- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。

#### 5 科学的見地からの消費者庁及びリスク管理機関に対する助言

委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、消費者庁及びリスク管理機関に対する助言を行うこととする。

## VI その他

### 1 緊急事態等の収束

緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。

### 2 事後検証及び指針の改定

- (1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、IVに定める初動対応を行った者は、「緊急時における対応記録票」（別紙様式2）により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・緊急時対応課へ提出することとする。
- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、消費者庁により緊急対策本部が設置され、又は関係府省庁連絡会議が開催された場合には、緊急時対応専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、消費者庁及びリスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告するよう依頼することとする。
- (3) 委員会は、事後検証の結果又はその他の理由により必要があると認めるときは、本指針を改定することとする。

### 3 その他

本指針に定めるもののほか、委員会による緊急事態等への対応に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。